

海外と日本の白石綿（クリソタイル）の使用禁止措置の比較

	禁止措置内容 (発効)	禁止の範囲	現在の禁止除外品又は製造、使用可能な製品
日本	主要な製品の禁止 (2004年10月)	①石綿セメント円筒、②押出成形セメント板、③住宅屋根用化粧スレート、④繊維強化セメント板、⑤窯業系サイディング、⑥クラッチフェーシング、⑦クラッチライニング、⑧ブレーキパッド、⑨ブレーキライニング、⑩接着剤 (我が国の石綿使用量の約98%にあたる)	左以外の製品 (主なものは、ジョイントシート・シール材、耐熱・電気絶縁板、工業製品材料(石綿布等))
EU (注)	一部例外を除き禁止 (2005年1月)	右以外の製品	①既存の電解設備用隔膜(ダイアフラム) ②禁止以前に設置されている製品及び禁止以前の在庫品
イギリス	一部例外を除き禁止 (1999年11月)	右以外の製品	一定の電気分解用の隔膜等
フランス	一部例外を除き禁止 (1997年1月)		現在、例外はない
ドイツ	一部例外を除き禁止 (1993年11月) 順次例外品を削除(最終改正2004年)	右以外の製品	①一定の電気分解用の隔膜 ②現存する設備、車両、建築物等の改修用の石綿
アメリカ	一部の製品の禁止、使用可能な製品の指定 (1993年11月)	①波形紙、②ロールボード、③商業紙、④専門紙、 ⑤フローリングフェルト、⑥新たな用途への使用	石綿セメント波板、石綿セメント平板、石綿セメント屋根材等18製品の使用が認められている (主要な石綿製品が未だ禁止されていない)

出典：「石綿の代替化等検討委員会報告書」(2003年3月)、「アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証について」(2005年8月)

注： EU指令により、すべての加盟国がこの措置に沿った国内法令を整備することが求められる